

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

令和7年4月1日施行

表1 住宅

単位：円(消費税含む)

	申請分類	区分	判定手数料	
一戸建住宅 (併用住宅を 含む)	単独申請	200㎡以内	30,000	
		200㎡超	36,000	
	併願申請 ※1		9,000	
長屋	単独申請	2～10住戸	36,000	$+4,300 \times (M-2)$
		11～25住戸	55,000	$+2,100 \times (M-2)$
		26～50住戸	89,000	$+1,000 \times (M-2)$
		51住戸以上	134,000	$+1,000 \times (M-2)$
	併願申請 ※1		9,000	$+2100 \times (M-2)$
共同住宅	単独申請	2～10住戸	111,000	$+4,300 \times (M-2)$
		11～25住戸	145,000	$+2,100 \times (M-2)$
		26～50住戸	223,000	$+1,000 \times (M-2)$
		51住戸以上	335,000	$+1,000 \times (M-2)$
	併願申請 ※1		44,000	$+2,100 \times (M-2)$

Mは全戸数を示す。

※1 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)申請と併せ設計住宅性能評価等の申請をしている場合をいう。(センターが既に設計住宅評価書等を交付している物件で、その評価書等の内容により適合性判定申請の内容が省エネ性能基準に適合することをセンターが確認でき、かつ、その計算結果に変更が無い場合を含む。)

また、設計住宅性能評価等とは、設計住宅性能評価、フラット35、長期使用構造等の確認、低炭素住宅計画の技術的審査、BELS評価等をいう。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料注意書き

注意書き

(1) 住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料

住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料は、前記の表1又は表2によりそれぞれの用途に応じて算定した手数料を合計した額とします。

(2) 上記(1)のうち非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料(非住宅の手数料に適用する注意書)

非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料は、前記の表2により、各用途毎の床面積に応じて算定した手数料を合計した額、又は非住宅部分の総床面積に応じて(用途が工場等以外の場合の欄を採用して)算定した手数料に1.5を乗じた額のうち低い額とします。

(3) 増改築する場合の手数料

建築物を増改築の場合の手数料は、前記の表1又は表2により増改築に係る部分について算定した額とします。

(4) 計画変更等の手数料

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)を受けた後、計画変更をする場合(軽微な変更該当する場合を除く)の手数料は、前記の表1又は表2の手数料の2分の1とする。ただし、直近の適合性判定を他機関で受けた場合の手数料は前記の表1又は表2の手数料と同じとします。

② 適合性判定を受けた後、軽微な変更をする場合の手数料は、下記のA又はBに該当する場合は無料、またCに該当する場合は前記の表1又は表2の手数料の2分の1とします。

記

A 「省エネ性能が向上する変更」

B 「一定範囲内で省エネ性能が低下する変更」

C 「再計算により基準適合が明らかな変更」

(5) 確認申請と併願の場合の手数料

適合性判定に係る建築物の確認申請を併せて当センターに提出される場合の手数料は、前記の表1又は表2の手数料に0.9を乗じた額とします。ただし、0.9を乗じた額の1,000円未満は切捨てます。

(6) 再交付の手数料

適合性判定書の再交付は、1通2,000円とします。

(7) 手数料の減額

理事長が別途必要と認める場合、前記の表1又は表2の手数料を減額することができます。